

更なるごみの減量及び再資源化の推進について
(答申内容と理由)

令和4年7月12日

稲城市廃棄物減量等推進審議会

はじめに

稲城市では、環境への負荷を減らし、持続可能な発展をめざす「循環型社会」の考えのもと、平成11年3月に「稲城市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民、事業者の協力のもと、家庭ごみの有料化をはじめ、資源化促進策の拡充、焼却灰のエコセメント化、使用済み小型電子機器のリサイクル、発泡スチロール・トレイ等の資源回収事業など、鋭意、ごみ減量及び再資源化の推進に取り組んできた。

近年、国の動向として、容器包装リサイクル法などのリサイクル関連法の改正や令和2年にはレジ袋有料化が実施されたほか、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、市町村に対してこれまでの容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックについても分別収集及び再商品化が努力義務とされた。

これまで、稲城市ではプラスチック廃棄物は、可燃・不燃ごみなどとして収集後、焼却し、熱回収により市立病院などの熱源と発電による余剰電力を売却して有効活用を行ってきたが、プラスチック素材である容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて分別収集及び再商品化することは、温室効果ガスの削減やごみの減量、資源化の促進等、循環型社会の形成に有効な手段であることから、稲城市でも早期に対応すべきであると考えます。

こうした状況のもと、稲城市廃棄物減量等推進審議会（以下、「本審議会」という。）は、令和3年12月2日に稲城市長から「更なるごみの減量及び再資源化の推進について」の諮問を受け、「プラスチック廃棄物の再資源化事業について」及び「その他収集品目等の見直しについて」を審議し答申として取りまとめたものである。

稲城市廃棄物減量等推進審議会

会長 塚本 利昭

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの減量と再資源化に係るこれまでの施策

市では二ツ塚最終処分場の延命化を図り、ごみ処理経費の公平負担やごみの減量及び再資源化を推進するため、指定収集袋を導入して分別収集を行い、その成果として、指定収集袋の導入前と比較し、市民1人1日当たりのごみ量は減少した。

また、循環型社会の形成を目的として、市民団体等による古紙等の資源回収活動への支援、使用済み小型家電回収ボックスの設置、電池を外せない小型家電の有害ごみでの収集など、ごみの減量・再資源化を推進するための様々な施策を実施している。

しかし、近年ごみ量は横ばい状態で推移しており、更なるごみの減量・再資源化を推進するためには新たな取組や仕組作りが必要である。

(2) ごみの減量と再資源化の現状

市のごみ排出量は、令和2年度、15,105トン/年、市民1人1日あたりの排出量では、449.5g/人・日となっており、多摩地域平均の415.7g/人・日(※)と比較して、ごみ排出量が多い状況となっていることから、今後、更なるごみ減量の余地がある。

ごみの資源化率は、令和2年度実績で31.2%と多摩地域の平均37.9%(※)を下回っている状況である。多摩地域26市でプラスチックの分別収集及び資源化を行っていないのはあきる野市、稲城市、狛江市の3市のみとなっており、共に資源化率は多摩地域の平均を下回っている。

(※)令和3年8月発行 東京市町村自治調査会 「多摩地域ごみ実態調査2020(令和2)年度統計」

(3) ごみの減量と資源化の数値目標

平成25年度に策定した第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画では、令和5年度までに市民1人1日あたりのごみ排出量を440gとしており、計画の目標を達成するためには、ごみ処理に関する市民等の意識を高めながら、より一層の減量行動に取り組むことが必要である。

2 プラスチック廃棄物に関する今後の取組について

(1) 基本方針

プラスチック廃棄物の再資源化事業についての審議を行い、取りまとめた、本審議会の基本的な考え方は、以下のとおりである。

国の動向として、容器包装リサイクル法などのリサイクル関連法の改正や令和2年にはレジ袋有料化が実施されたほか、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、市町村に対してこれまでの容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックについても分別収集及び再商品化が努力義務とされた。

これまで容器包装リサイクル法においては、容器包装廃棄物のみ分別収集、再商品化を進めていたが、同じプラスチック素材である製品プラスチックについて、容器包装プラスチックと合わせて分別収集及び再商品化することが可能となったことから、分別における市民負担を軽減することが出来るものであると考える。

容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括収集することは、温室効果ガスの削減やごみの減量、再資源化の促進など、循環型社会の形成に有効な手段と考えられることと「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において市町村に対して分別収集を努力目標とされていることから、早期に取り組むべきである。

また、指定収集袋によるごみ収集については、「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」の中でも定めているように、「ごみの減量」、「ごみ処理経費負担の公平化」、「市民のごみ問題への関心を高める」などを目的としていることから、新たにプラスチック廃棄物として区分を設定し、指定収集袋によるごみ収集の実施が望ましい。

袋の価格については、他市の状況等を踏まえた上で、事業の目的である地球環境負荷の軽減等を達成するため、少しでも多くのプラスチック廃棄物の再資源化を促進できるための動機づけとして、可燃・不燃の指定収集袋に対して減額することが望ましいと考える。なお、施策の導入に際しては、市民の理解と協力を得られるよう、再資源化を促進する制度とし、その背景や必要性、制度内容について十分な周知と丁寧な説明を行うように努められたい。

(2) 基本方針に基づく今後の取組

プラスチック廃棄物の今後の取組内容について、以下の①～③の内容について、意見する。

- ① 分別基準を明瞭にし、市民等の負担を少なくする。 【分別基準の明確化】
- ② 市民等に事業のきめ細かな周知を行う。 【周知の徹底】
- ③ 市民等にごみ分別の動機付けを行い、事業を推進する。【市民等への動機付け】

現在は可燃ごみとして処理している容器包装などの柔らかいプラスチックごみと不燃ごみとして処理している長さ50cm未満の硬いプラスチックごみを新たに一括収集し再資源化することは、資源化率の向上を図るとともに、焼却処理することにより、排出される温室効果ガスを削減する上で必要な施策である。

分別収集にあたっては、汚れたプラスチックの混入等により、他のプラスチックが汚れて再資源化を妨げることをないように、分別基準を明瞭にし、再資源化に適したプラスチックを収集することとして、実施に努められたい。

更に、新たな分別区分が市民に定着するには、市民の理解と協力が不可欠である。

市においては、新たな分別基準の周知とあわせて、制度導入の背景や目的、費用とその効果などについて分かりやすく説明するよう努められたい。

3 その他収集品目等の見直しについて

その他収集品目等の見直しについて審議し、結果について以下のとおり、取りまとめた。

市は、新たに資源回収品目を追加することを検討されたい。

具体的な取組として、現在、コップ・灰皿などのガラス類や、皿や素焼きの植木鉢などの陶磁器類は不燃ごみとして収集しているが、一回の排出量が少なく、単一素材であり比較的再資源化を容易に行うことが可能であることから、「ガラス・陶磁器類」について、現状、週に1回行っている「びん」と合わせて、ステーション回収を行うことが効率的であると考えます。

また、不燃ごみに占めるガラス陶磁器類の割合は重量ベースで大きなウエイトを占めていることから、ごみ減量及び資源化率の向上に有効な手立てであると考えます。

かねてより「ガラス・陶磁器類の再資源化」については、本審議会の中でもごみ減量及び再資源化に向けて、事業として検討を行ってきた経緯があるが、ごみの分別区分が度々変わることによる市民負担軽減のため、今回、プラスチック廃棄物の再資源化事業と合わせて事業開始することが望ましい。

おわりに

市からの諮問を受けた「更なるごみの減量及び再資源化の推進について」、「プラスチック廃棄物の再資源化事業」及び「その他収集品目等の見直し」について、審議を行い、答申としてまとめたものである。

今後の稲城市の廃棄物全般の減量・再資源化の推進につながる取組として、「プラスチック廃棄物の再資源化事業」及び「その他収集品目等の見直し」として、「ガラス・陶磁器類の再資源化事業」について、どちらも効果が期待され、必要な取組であることから、早期に実施を求めるものである。

また、取組を開始するにあたっては、市民へ分かりやすい分別方法等の周知を実施することにより分別に取り組みやすくなり、多くの協力を得ることが出来、資源化率の向上に繋がると考える。

そのための方策について、審議会において今後とも、廃棄物減量推進につながる市民的な取組と効率的な廃棄物処理方法について、引き続き審議する必要があるものと考えており、市においても引き続き、調査研究を進められたい。

市においては、本答申の趣旨や内容を十分に尊重され、深刻化する地球環境問題への対応として、ごみの減量・再資源化の取組について、循環型社会の形成に向けた更なる取組を期待するものである。